

第7回京都市路上喫煙等対策審議会 摘録

- 1 開催日時 平成22年3月24日（水）午後4時～午後5時45分
- 2 会場 市民生活センター 研修室
（中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館 4階）
- 3 議事等
 - (1) 新たな路上喫煙等禁止区域の指定について
 - (2) 意見交換（主な意見は下記のとおり）

記

○ 委員

- ・ 前回の審議では、京都市案で提示された「河原町通—四条通—烏丸通—御池通」で囲まれた範囲のなかで、「四条通—烏丸通—御池通」の三方向に関しては、京都市案に特に異論がなかった。
- ・ 木屋町通は、夜間に喫煙者が多い地域であると推測していたが、市の定点調査の結果からは、喫煙者の割合が100人に1人程度と、推測していたものと比較すると、さほど多くないとの結果だった。

○ 委員

- ・ 木屋町通を指定した場合、取組の実効性を考えると、人通りが多い夜間の巡回も必要となるだろう。指導員の安全確保の点からも木屋町通の指定は望ましくない。

○ 委員

- ・ 行政が単に禁止区域に指定し、網をかけるだけでなく、地域の活動を支援していくことが大切である。木屋町通の指定については、木屋町通やその周辺での地域の活動の様子を注意深く見たうえで、指定の可否を検討すべきである。

○ 委員

- ・ 禁止区域以外の地域では、未だ路上喫煙者が多いので、市内全域で路上喫煙がいけないということをもっと啓発するべきである。

○ 委員

- ・ 木屋町通の地域特性を考えると、過料徴収を実施することで、どれほどの抑止効果や再発防止効果が期待できるのか疑問である。

○ 委員

- ・ 木屋町や先斗町の地域住民が路上喫煙者に注意することは難しい。また、地域住民の路上喫煙に対する意識は希薄に思える。
- ・ 市が禁止区域に指定し、他の禁止区域と同様に取り扱うべきである。

● 事務局

- ・ 地域住民が路上喫煙者に声をかけることは確かに難しいが、主体的に、まちを良くしていこうという意識を大切にしたい。

- ・ 先斗町では、現在、喫煙に関するアンケート調査を実施しており、その結果を受けて独自の喫煙対策を実施するように聞いている。本市としては、このような取組を引き続き支援していきたい。
- 委員
- ・ いわゆる歓楽街と条例の関係はどのようになっているのか。
- 事務局
- ・ 条例では、市内全域に路上喫煙等をしないよう努める義務を課しており、いわゆる歓楽街もこの条例の対象である。ただし、禁止区域の指定については、本市の調査では、大きな歓楽街を持っている政令市で禁止区域に指定している都市はなかった。
- 委員
- ・ 現在の禁止区域について、禁止区域に指定して欲しいとの地域住民からの要望はあったのか。
- 事務局
- ・ 市民意識を調査した結果、条例制定を求める声が大きかったため、条例を制定した。現在の禁止区域を指定するに当たっては、商店街等からの要望があった。
- 委員
- ・ 確かに、当初禁止区域を指定する際には、商店街から要望を出した。ただ、禁止区域に指定されなかった花遊小路商店街からは、現在も、指定してほしいとの要望が商店連盟に寄せられている。
- 委員
- ・ 花遊小路は私有地であるから、最初から禁止区域の対象としなかったのか。
- 事務局
- ・ 当初指定した際には、お母さんが子どもを連れて買い物に行く、また、高齢者などの安心・安全を守る観点から、日中、人通りが多く、路上喫煙者が存在することで危険性が高い路線を指定した。木屋町通は、昼よりも夜に人通りが増えてくることから、地域の特性が異なるというのが本市の考え方である。
- ・ 今回の提案では、本市としては、囲まれた範囲を面的に指定したいと考えている。その範囲内には私道も存在することから、公共性が高い「私道」を除外することはしていない。
- 委員
- ・ 京都市からの提案は、現行の禁止区域での課題解決を図り、路上喫煙をなくしていくという趣旨であり、囲むことによって人通りが少ない場所が含まれることは、一定止むを得ない。
- ・ 各委員の意見では、現時点で、木屋町通を禁止区域に指定しないことについて異論はなかった。その一方で、京都市は、市内全域で路上喫煙をなくすため、地域の活動に積極的に協力していくべきとの意見が多かった。
- ・ 地域によって特性もあり、地域の活動がどの程度まで波及していくのか、当面は注意深く見守っていくということではいかがか。

○ 委員

- ・ 「私有地」の指定については、安定的な行政運営を行ううえで、将来にわたって地権者の同意をどのように担保するのか検討する必要がある。
- ・ 公共性がある「私有地」を指定することは可能と考えるが、指定に向けての前提条件としては、土地所有者の同意があること、禁止区域に指定されたのちに、土地所有者が自己都合で指定解除を要望しないことなどが必要である。

○ 委員

- ・ 所有権に制限をかけることなので、土地所有者と十分に協議する必要がある。また、禁止区域を示す標識の設置が可能かなど実現可能性を勘案して判断していく必要がある。

● 事務局

- ・ いただいた意見を踏まえ、今後、土地所有者と慎重に協議していきたい。

○ 委員

- ・ 現在の立看板の文言では、禁止区域以外での喫煙は問題ないとの誤解を与える恐れがある。今後、改善が必要ではないか。
- ・ マナー意識は市民等が自分のこととして気付くところから始まる。ひとりひとりが問題意識を持って、自主的に課題解決を図ることが大切である。取組を進めるうえで、問題意識を持ってもらえるよう、デパートでのアナウンスやバス広告を活用するなど、目や耳に訴える周知・啓発活動がより一層必要となる。

○ 委員

- ・ 公共の場で喫煙を禁止することには基本的に賛成である。ただし、喫煙マナーに対する意識改革は、本来、条例などのルールがあるからではなく、喫煙者ひとりひとりのモラル向上が必須である。過料徴収ありきではいけない。
- ・ 区域拡大に伴い指導員を増員するなどの経費が必要となると思うが、できるだけ経費をかけない方策等を検討することが必要である。

● 事務局

- ・ 指導員は過料徴収業務のほかに、条例の周知・啓発業務も実施している。また、本市職員も啓発活動を積極的に実施しているが、今後、より一層充実させていきたい。

○ 委員

- ・ 指導員、市職員だけの周知・啓発活動では限界がある。例えば商店街で放送するなど効率的な周知・啓発活動を展開していくべきである。

○ 委員

- ・ 前回の審議会で提示された京都市案を基に、現行禁止区域での課題を優先して解決するため、議論の集約を図ってきた。
- ・ 諮問を受けた「新たな禁止区域の指定」については、現行の禁止区域だけの議論に留まらず、高い広報効果が期待できる場所を、引き続き、調査・検討していくことが重要である。

○ 委員

- ・ 真に路上喫煙に対する市民意識と喫煙マナーの向上に資するものとなるよう、次回以降の審議会で、引き続き、審議していきたい。
- ・ 今回作成する答申は、市内中心部の京都市案に対する答申として、中間答申として位置付けたいがいかがか。また、事務局として異存はないか。

● 事務局

- ・ 本市としても、引き続き審議いただきたいと考えている。